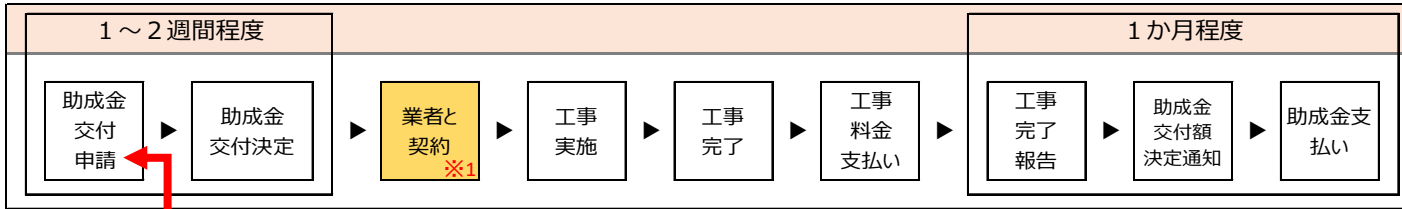


5 申請スケジュール

手続きの流れ

申請後、契約可能になるまでに**1～2週間程度**お時間がかかります。余裕を持った申請をお願いします。

←----- 同一年度内（4月から翌年3月まで）に完了させること ----->



注:1月末までに助成金交付申請の手続きをお願いします。

※1 助成の申請は、契約前に出していただく必要があります。区の助成金交付決定通知が発行されてから、契約を結んで下さい。

6 ブロック塀等改修に関する助成金窓口のご案内

■ ブロック塀の改修に関わる助成事業の案内窓口

→ (1) ブロック塀等を撤去し、狭あい道路を整備(※1)したい方

狭あい道路拡幅整備助成事業

【担当】建築調整課 地域道路整備担当 【電話】03-5744-1308

【アクセス】大田区役所 本庁舎7階 16番窓口

(※1) 建築基準法42条2項に規定する幅4m未満の道路を整備する場合



→ (2) ブロック塀等を撤去し、フェンスにしたい方

ブロック塀等改修工事助成事業

【担当】防災まちづくり課 耐震改修担当 【電話】03-5744-1349

【アクセス】大田区役所 本庁舎7階 27番窓口



→ (3) ブロック塀等を撤去し、生垣にしたい方

生垣造成助成事業

【担当】環境対策課 環境推進担当 【電話】03-5744-1365

【アクセス】大田区役所 本庁舎8階 23番窓口



※(1)～(3)を併用して助成を受けることは出来ません。

7 助成以外の相談窓口

(1) ブロック塀に関する総合相談窓口

【担当】建築調整課 監察担当 【電話】03-5744-1384

(2) ブロック塀の構造について相談したい方

【担当】建築審査課 構造審査担当 【電話】03-5744-1389

問い合わせ先 大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当

区役所本庁舎 7階 27番窓口

■ 区役所本庁舎 【住所】大田区 蒲田 五丁目 13番 14号

JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線「蒲田駅」東口より徒歩約1分

令和6年4月作成

通学路等に面した危険なブロック塀等の撤去及び安全なフェンスの新設工事費に助成します。

ブロック塀等改修工事 助成事業のご案内

大地震によるブロック塀の倒壊を防ぎ、区民の皆様の生命を守るための助成制度です。危険なブロック塀の撤去とその後のフェンス設置に対して助成金を受け取ることができます。

※助成対象は通学道路及び特定緊急輸送道路沿いのブロック等のみとなります。



助成期限：令和10年3月末

1 助成対象

(1) 助成対象工事

ブロック塀等の撤去及びフェンス等設置

ブロック塀や万年塀等を撤去する場合、助成を受けることができます。
撤去後にフェンス等の設置を行う場合はそちらにも助成が適用されます。
ただし、助成対象工事は**大田区内中小企業が行う工事に限ります。**

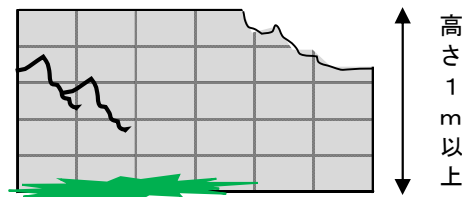
※中小企業とは
資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(2) 助成対象となる塀

通学路等に面する高さ1m以上の塀

以下の要件をすべて満たす塀

- ・区内に存すること
- ・通学路等に面していること
- ・路面からの高さが1m以上であること
- ・安全性の確認が出来ない塀（下記参照）であると認められること



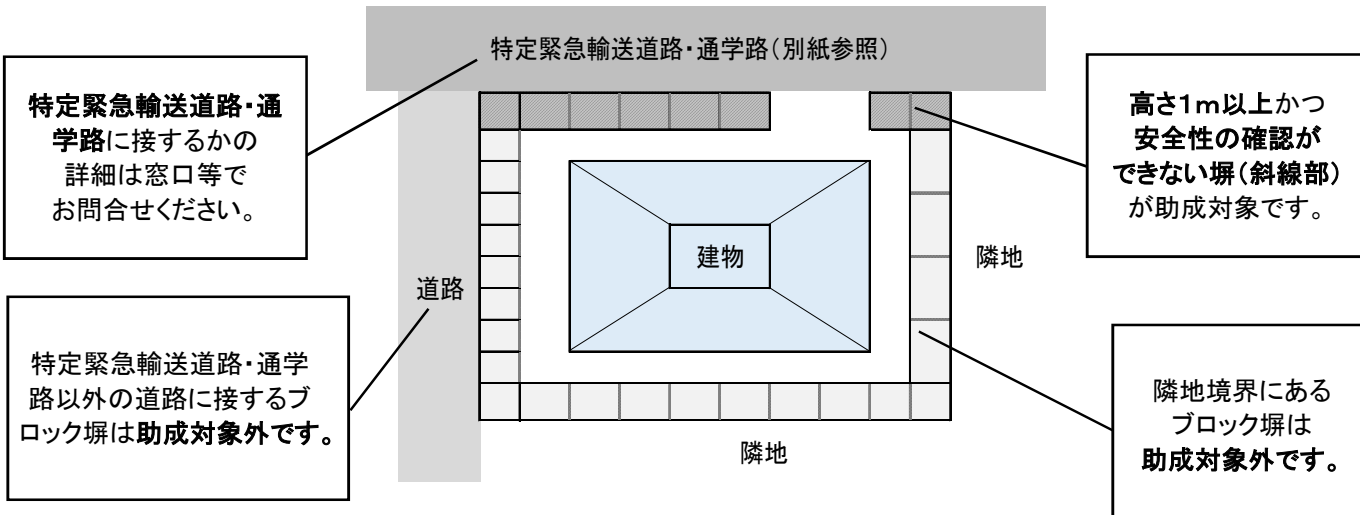
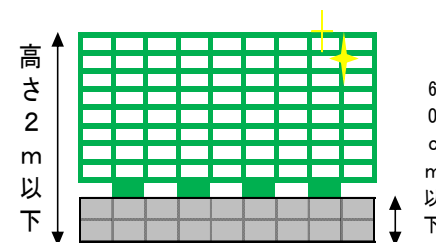
- ※安全性が確認できない塀とは（下記のいずれかに該当するもの）
- 路面からの高さが2.2mを超えるもの
 - 厚さが10cm未満のもの（塀の高さが2m以上の場合は、15cm未満のもの）
 - 長さ3.4mの間隔で、高さ1/5以上突出した控え壁がないもの（塀の高さが1.2mを超えるものに限り）
 - コンクリートの基礎が確認できないもの
 - ひび割れ、表面の膨らみ、傾き、目地のずれ、風化、欠損及び鉄筋の腐食等劣化が確認されるもの

(3) 助成対象となるフェンス等

高さ2m以下のフェンス

以下の要件を全て満たすものが助成対象となります。

- ・ブロック塀等を撤去した後に新設されるもの
- ・原則としてフェンスであること
- ・基礎部分のコンクリート及びレンガ等は路面からの高さが60cm以下となっていること
- ・道路幅員に突出して設置されないもの
- ・角地の場合東京都安全条例で定める隅切り内に突出して設置されないもの



2 助成対象者

区内にあるブロック塀等を所有又は管理する個人または法人(※)

※以下に掲げるものは助成を受けることができません。

- ・住民税を滞納している者
- ・法人住民税を滞納している者
- ・会社のうち中小企業法に規定する中小企業にあたらないもの
- ・売買を目的に所有する不動産業者
- ・上記に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるもの

※共有等の場合は以下の方が対象になります。

- ・区分所有法第1条の適用を受ける場合、区分所有者の集会で決議された代表者
- ・共同で所有している場合、すべての共有者によって合意された所有者

3 助成金額

通学路沿い等（通学路及び特定緊急輸送道路）に面するブロック塀等

(ア) (イ) のうち金額の低いもので助成金を算出します。

工事種別	助成額	限度額
撤去	(ア) 撤去費用の2/3の額	16万円
	(イ) 塀の長さ1mにつき16,000円を乗じて算出される額	
新設	(ア) 設置費用の2/3の額	16万円
	(イ) フェンスの長さ1mにつき16,000円を乗じて算出される額	

4 申請手続きについて

申請に必要な書類

必ず業者との**契約前に以下の書類を提出**し、申請手続きをしてください。

契約後に申請した場合、助成金を受けることが出来ません。

- 区が定める申請書一式（窓口又は区ホームページで入手可）
- 区が定める誓約書（窓口又は区ホームページで入手可）
- 案内図
- 現況図（既存の塀の「位置」「長さ」「高さ」「構造」が分かるもの）
- 工事見積書（区内中小企業のもの）
- ブロック塀が立っている土地の公図及び登記事項証明書（申請日から6か月以内に発行されたもの）
- 申請者の住民税納税証明書（法人所有の場合は法人住民税納税証明書）
- 改修後のフェンスの平面図及び立面図（フェンス等設置助成を行う場合のみ提出してください）

※区内在住の方が納税状況の照会に同意し、身分証明書の写しを添付していただいた場合は、住民税納税証明書の提出を省略できる場合があります。



必ず
契約前に申請を！